



ゆうメール

ご縁をいただいた、あなたにお届けする・・・

平成29年5月発行

亜由美版第13号

おしとい通信



こんにちは！子供の頃、『母の日のカーネーションを買うからお金ちょうだい！』と無邪気に母からお小遣いをもらっていた林亜由美です（笑）。

昨年の母の日に息子がくれたミニバラを、咲き終わった後庭に植えてみたところ、今年きれいな花が咲き

ました！これから毎年成長が楽しみです。ということで、今月もおしとり通信スタートです！

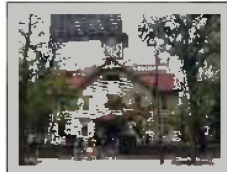


札幌に行ってまいりました！

連休明けの週末、友人の結婚パーティがあり札幌に行ってきました。パーティは夜だったので、昼間は観光でもしようとお昼前に着く飛行機で札幌へ。すると空港で友人に会い、札幌駅でもう一人友人に会うという奇跡！3人で早速ジンギスカンを食べに行きました。



食事を終えて、ちょっとしたハプニングがあって救急車で市内観光し（笑）、その後は札幌の町を歩いて観光しました。北海道は何度も来てますが、ゆっくりと札幌の町を観光したことがな



く、今回はじめていろいろなところに行きました。

札幌時計台とか、北海道庁とか、『白い恋人』・石屋製菓のソフトクリームとか（笑）。札幌はちょうど八重桜が満開。道庁の桜がとってもきれいでした。

ぎりぎりまで市内観光をして夜は結婚パーティへ。共通の友人が何人も参加していたので、まるで同窓会のような、それでいて新郎新婦の思いの詰ま

ったステキなパーティでした。

結婚式といえば、私たちの結婚式でのこと。神前結婚式で、指輪の交換となりオットの指に指輪をはめようとふと見ると、昨日までフサフサだった指の毛がない！！なんと身だしなみに余念のないオットは、指の毛まで剃って結婚式に挑んでいたのでした（笑）。おかしくておかしくて、笑いが止まらなかったのは言うまでもありません……。話は逸れましたが、結婚した二人の幸せを祈念しています。

（株）ういずあっぷ・芝蘭友さんをご紹介します！

今回は、大好きな芝蘭友（しらん・ゆう）さんをご紹介します。芝蘭さんはストーリー戦略コンサルタント。顧客の人生や経歴を聞いてその人のビジネスプロフィールを作るプロフェッショナルです。彼女が作るプロフィールは、世に出すと途端に出版やテレビ出演が決まったりするという、ものすごい引き寄せの力を持っているのです。



また、芝蘭さんは過去に3万冊を読破、今も毎年1000冊以上の本を読むという読書家です。昨年はいわゆる『名著』といわれるビジネス書48冊をそれぞれ3行で要約し、著者の名言や心に残る言葉を紹介した『死ぬまでに一度は読みたいビジネス名著280の言葉』を出版されました。



「人を動かす」「道は開ける」「思考は現実化する」など、誰もが知っている名著だけれど、字が小さくて読みにくい！という本を、4～5ページで伝えていきます。その要約力に脱帽！そして紹介されている言葉も良い！是非一度読んでみて下さいね。

芝蘭友オフィシャルサイト

<http://www.shirayu.com/index.html>

ビジネスプロフィール作成無料メール講座(全12回)

<http://shirayu.com/business-profile/>

*****おしとり通信は、林公士郎 & 亜由美がご縁をいただいた方に毎月お届けします。ご意見・ご感想など頂けるととても喜びます*****

発行元：税理士法人サム・ライズ

〒350-1123 埼玉県川越市脇田本町11-1 川越シティビル7F

TEL: 049-249-0222

FAX: 049-249-0220

e-mail: ayumi-hayashi@som-e-rize.net

URL: <http://www.some-rize.jp>

発行編集責任者：林亜由美

May
2017

税理士法人サム・ライズ

未来会計法人メイキット

事務所通信

旧暦では5月が夏の始まりです。クールビズも5月スタートになったように、暑い日が増えてきますので、ご自愛ください。

掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。

2017年5月号

■新しい「経営力向上計画」、
スケジューリングにご注意を

■協会けんぽの健康保険料率・
介護保険料率の見直し

■全事業者が対象 5月30日施行
個人情報保護法の改正ポイント

■企業における
個人情報保護対策の実施状況

■編集後記

税理士法人サム・ライズ

未来会計法人メイキット

埼玉県川越市脇田本町11-1 川越シティビル7F

TEL：049-249-0222／FAX：049-249-0220

新しい「経営力向上計画」、 スケジュールリングにご注意を

中小企業等経営強化法に基づく「経営力向上計画」の認定を受けると、税制上の優遇措置や金融支援など一定の支援措置を受けることができます。今般この支援措置について改正され、新たな支援措置の創設や対象資産の拡大が行われました。平成29年3月15日以降の申請から、新様式で作成します。

■ 一定の支援措置

中小企業等経営強化法に基づく「経営力向上計画」の認定を受けることで得られる支援措置は、従前は次のとおりでした。

- ・ 固定資産税の軽減措置
→一定の要件に該当する経営力向上設備等を取得した場合、固定資産税を3年間1/2に軽減
- ・ 金融支援
→融資・信用保証等
- ・ 補助金の優先採択

改正後は上記に加え、次の税制を適用することも可能になりました。

- ・ 中小企業経営強化税制
→一定の経営力向上設備等のうち、生産性向上設備（A類型）又は収益力強化設備（B類型）の取得等をした場合、初年度100%償却又は一定の税額控除が受けられる

■ 対象資産の拡大

また、税制の優遇措置を適用できる設備等として、従来の機械装置だけでなく、器具備品や建物附属設備なども加わりました。ただし、新たに対象となった資産については税制改正大綱での表現と異なり、一定の制限が設けられています。たとえばA類型・固定資産税の軽減措置を適用する場合は、次ページ[参考1]の※部分をご参照ください。B類型においても、器具備品や建物附属設備について

※4や※5と同様の制限が設けられています。

■ 手続きの基本的な流れ

基本的な流れは、次のとおりです。

① 証明書類の取得

A類型・固定資産税の軽減措置の場合…工業会等の証明書
B類型の場合…経済産業大臣による投資計画の確認書

② 経営力向上計画の認定申請

各事業分野の主務大臣へ申請

③ 対象資産の取得等

認定後、対象資産の取得等

上記①の証明書類として、A類型又は固定資産税の軽減措置の場合は、工業会等による証明書が必要です。この証明書は、申請してから発行までに数日～2ヶ月程度かかります。

一方、B類型は経済産業大臣による投資計画の確認書が必要です。当該確認書を取得するためには、次ページ[参考2]のとおり、従前の生産性向上設備投資促進税制に係るB類型と同様、まず投資計画申請前に公認会計士又は税理士の確認を受けます。また、その後の経済産業局への投資計画の認定申請及び確認書受領までの期間として、数日～1ヶ月程度かかります。

いずれの場合も、証明書類を取得しないと「経営力向上計画」の認定申請が行えません。当該認定も一定の期間がかかります。手続き全体を通したスケジュールリングに注意しましょう。

[参考1] 対象設備（A類型・固定資産税の軽減措置の場合）

（中企庁「中小企業等経営強化法における経営力向上設備等に関する税制措置に係る工業会証明書の取得の手引き（平成29年3月15日更新）」より
一部筆者加筆）

設備の種類	用途又は細目	最低価額	販売開始時期	生産性向上
機械装置	全て	160万円以上	10年以内	旧モデル比 年平均1% 以上の生産性 向上に該当
工具※1	測定工具及び検査工具	30万円以上	5年以内	
器具備品※1	全て※4	30万円以上	6年以内	
建物附属設備※1、※2	全て※5	60万円以上	14年以内	
ソフトウェア※3	設備の稼働状況等に係る情報収集機能 及び分析・指示機能を有するもの	70万円以上	5年以内	—

※1 固定資産税の軽減措置について、工具・器具備品・建物附属設備については、一部の地域（7都府県：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府）においては対象業種に限定あり。

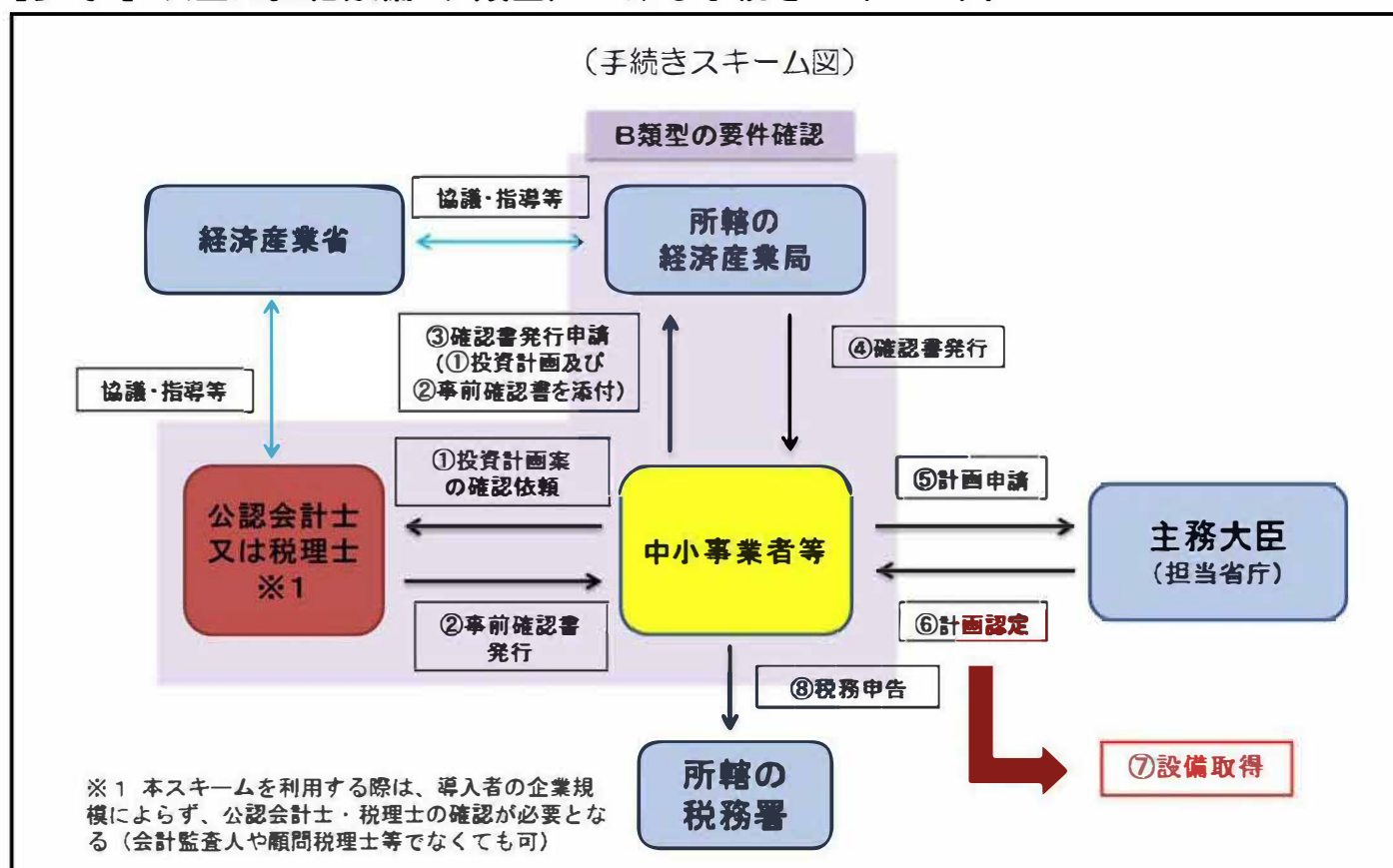
※2 固定資産税の軽減措置について、建物附属設備は償却資産として課税されるものに限る。

※3 ソフトウェアについては、国税（中小企業経営強化税制）の措置のみ対象。

※4 国税（中小企業経営強化税制）の措置について、電子計算機については、情報通信業のうち自己の電子計算機の情報処理機能の全部又は一部の提供を行う事業を行う法人が取得又は製作をするものを除く。医療機器については、医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。

※5 国税（中小企業経営強化税制）の措置について、医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。

[参考2] 収益力強化設備（B類型）に係る手続きスキーム図



（中企庁「中小企業等経営強化法の経営力向上設備等のうち収益力強化設備（B類型）に係る経産局確認の取得に関する手引き（平成29年3月15日更新）」より）

協会けんぽの健康保険料率・介護保険料率の見直し

全国健康保険協会（協会けんぽ）の健康保険料率および介護保険料率は、毎年3月分（4月納付分）から見直しが行われることになっています。健康保険料率については各都道府県によって、引上げ・引下げ・据え置きとなり、介護保険料率は引上げ（全国一律）となりました。料率を確認し、徴収のタイミングの間違いや料率の変更もれがないようにしましょう。

■ 平成29年3月分からの協会けんぽの健康保険料率

協会けんぽの保険料率は、平成21年9月より、全国一律の保険料率から、各都道府県支部別の保険料率に変更されています。平成29年3月分から適用される健康保険料率は、下表のとおりとなりました。

全都道府県のうち、最も高い保険料率は佐賀県の10.47%、最も低い保険料率は新潟県の9.69%となっており、佐賀県と新潟県の保険料は0.78%の開きがあります。これらは都道府県の格差が大きくなり過ぎないように、緩和措置が行われた上での保険料率となっていますが、平成29年度からその緩和措置が緩くなったため、これまでよりもさらに格差が広がっています。

■ 引上げとなった介護保険料率

介護保険の保険料率は毎年見直しが行われますが、平成29年3月分からは、全国一律で1.58%から1.65%への引上げとなりました。

■ 任意継続被保険者の標準報酬月額

健康保険の資格を喪失した後も、手続きをすることでこれまで加入していた健康保険に任意で継続加入することができる制度があります（任意継続被保険者）。任意継続被保険者は、①資格を喪失したときの標準報酬月額、②前年（1月から3月までの標準報酬月額については、前々年）の9月30日時点におけるすべての協会けんぽの被保険者の標準報酬月額の平均額、のいずれか少ない額が標準報酬月額となります。この②の額について、平成29年度は28万円となることが決定しました。

平成29年3月分からの健康保険料率（各都道府県支部別）

支部	新保険料率	支部	新保険料率	支部	新保険料率	支部	新保険料率
北海道	10.22%	東京都	9.91%	滋賀県	9.92%	香川県	10.24%
青森県	9.96%	神奈川県	9.93%	京都府	9.99%	愛媛県	10.11%
岩手県	9.82%	新潟県	9.69%	大阪府	10.13%	高知県	10.18%
宮城県	9.97%	富山県	9.80%	兵庫県	10.06%	福岡県	10.19%
秋田県	10.16%	石川県	10.02%	奈良県	10.00%	佐賀県	10.47%
山形県	9.99%	福井県	9.99%	和歌山県	10.06%	長崎県	10.22%
福島県	9.85%	山梨県	10.04%	鳥取県	9.99%	熊本県	10.14%
茨城県	9.89%	長野県	9.76%	島根県	10.10%	大分県	10.17%
栃木県	9.94%	岐阜県	9.95%	岡山県	10.15%	宮崎県	9.97%
群馬県	9.93%	静岡県	9.81%	広島県	10.04%	鹿児島県	10.13%
埼玉県	9.87%	愛知県	9.92%	山口県	10.11%	沖縄県	9.95%
千葉県	9.89%	三重県	9.92%	徳島県	10.18%		

全事業者が対象 5月30日施行 個人情報保護法の改正ポイント

個人情報保護法改正法は平成27年9月に公布され、28年12月20日の閣議決定により29年5月30日の全面施行が決まりました。ここでは重要だと思われる改正内容などについて、ご紹介します。

■ 全事業者が適用対象に

まず、小規模事業者の適用除外規定の削除により、基本的には全事業者（一部例外あり）が適用対象となりました。これまでは、取扱う個人情報（※）が5,000人以下の事業者については個人情報保護法の適用除外とされていましたが、改正によりこれらの事業者も適用の対象となります。

（※）個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるものや、他の情報との容易な照合によって個人を識別できるものをいいます。

例として、氏名・住所・生年月日、顔写真、マイナンバー、旅券番号、免許証番号、顔認識データ、指紋認識データなどがあります。

■ 第三者提供にかかる記録等の義務

次に、第三者への提供にかかる記録等の義務です。改正法では、原則として個人データの受け渡しについては、トレーサビリティ（追跡可能性）を確保するために、すべて記録する必要があるとされています。ただし、

以上のように、改正法は、個人情報を積極的に利用している事業者のみならず、個人情報を扱うすべての事業者において何らかの対策が必要となるものと思われます。自社にどのような対策が必要となるか、個人情報保護委員会のHP（<https://www.ppc.go.jp/>）などで改正法の詳しい情報が解説されていますので、ご確認下さい。

個人データを本人に代わって提供していると判断される場合や、提供の過程において一部がマスキングされるなどして個人識別性が失われた場合などは、この限りではありません。

■ 第三者提供のオプトアウトに対する規制強化

最後に、第三者提供のオプトアウトに対する規制強化です。オプトアウトとは、提供される個人データの項目や提供の方法等を本人に通知し又は本人に容易に知り得る状態にし、第三者提供の停止を求める場合には本人から事業者に連絡するという方式のことであり、本人の同意を得ずに個人情報を第三者に提供することができるようにする手続きです。

多くの事業者が利用していた方式ですが、オプトアウトでは本人による第三者提供の停止を確実に申し出ることができるようにされることが制度の要であるものの、改正前にはこれが十分でない事例が見受けられていました。改正法では、このオプトアウトを行う場合には、要件の充足を確認するため、新設された個人情報保護委員会に対し届出する必要があるとされています。

企業における 個人情報保護対策の実施状況

改正個人情報保護法が施行され、5月30日以降は基本的にすべての事業者が同法律の適用対象になります。そこで、現状における企業の個人情報保護対策について、平成28年8月に発表された資料（※）などからみていきます。

対策実施企業の割合は85%超に

上記調査結果などから、直近3年間の個人情報保護対策の実施状況の推移を業種別にまとめると、表1のとおりです。

【表1】個人情報保護対策を実施している企業の割合（%）

	平成25年 (2,216)	平成26年 (2,136)	平成27年 (1,845)
全体	73.0	75.1	85.9
建設業	73.0	76.5	80.2
製造業	66.2	69.4	84.1
運輸業	63.2	62.5	84.0
卸売・小売業	77.4	73.6	84.4
金融・保険業	92.6	97.3	99.3
不動産業	89.0	88.6	92.2
サービス業、その他	78.0	83.1	88.9

総務省「平成27年通信利用動向調査」等より作成

27年の調査対象企業全体に占める、個人情報保護対策実施企業の割合は、全体で85.9%となりました。またすべての業種で26年よりも実施割合が高くなっています。

管理責任者の設置割合が最高に

次に27年の結果から、実施している個人情報保護対策の内容をまとめると、表2のとおりです。卸売・小売業以外の業種では、個人情報保護管理責任者の設置を行う割合が最も高くなっています。卸売・小売業では社内教育の充実の割合が最も高くなりました。その他の対策では、プライバシーポリシーの策定、必要な個人情報の絞り込みの実施割合が高くなっています。

企業が持つ個人情報の流出事故は、依然として発生しています。また、昨年のマイナンバー制度の運用開始、今回の改正個人情報保護法の施行により、個人情報保護に対する世の中の関心が高まっています。自社の対策に不安のある企業は、早急に見直しを行うことが求められます。

【表2】実施している対策の内容（複数回答、%）

	プライバシーマーク制度の取得	プライバシーポリシーの策定	個人情報保護管理責任者の設置	必要な個人情報の絞り込み	システムや体制の再構築	社内教育の充実	外注先の選定要件の強化（プライバシーマーク取得の有無等）	その他の対策
全体	9.0	30.2	48.5	26.1	18.8	45.9	7.7	8.6
建設業	1.3	23.2	47.1	20.6	21.0	44.2	3.5	9.7
製造業	1.6	23.7	40.0	29.0	17.1	37.9	3.1	7.4
運輸業	6.6	20.9	41.9	17.2	17.2	39.8	2.0	8.1
卸売・小売業	3.6	26.0	41.0	24.5	14.4	43.0	5.4	8.3
金融・保険業	23.3	75.7	89.8	54.1	39.0	85.4	49.1	13.7
不動産業	12.2	50.9	64.3	30.4	27.5	59.6	14.6	12.3
サービス業、その他	19.5	39.2	60.0	26.7	21.8	54.3	13.4	9.5

総務省「平成27年通信利用動向調査」より作成

（※）総務省「平成27年通信利用動向調査」

全国の世帯（全体、構成員）および公務を除く産業に属する常用雇用者規模100人以上の企業を対象に、平成28年1～2月に行われたサンプル調査です。ここでの調査は企業に対するもので、有効回答数は1,845企業となっています。詳細は次のURLのページから確認いただけます。http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/statistics/statistics05.html

個人住民税の特別徴収が今月から変更になります。また、労働保険の年度更新なども早めに手続きしておきましょう。

2017年6月

お仕事備忘録

1. 個人住民税の特別徴収（新年度がスタート）

2. 個人住民税の納期の特例

3. 賞与支払届の提出

4. 労働保険の年度更新

5. 障害者、高年齢者雇用状況の確認

6. お中元の手配、暑中見舞いの発送準備

7. 梅雨どきの対策

1. 個人住民税の特別徴収（新年度がスタート）

住民税の徴収方法が特別徴収の事業者は、6月から新年度の特別徴収税額となります。6月は端数調整があるため、毎月の徴収金額と相違している場合があります。もし、毎月の徴収金額と相違している場合には、徴収金額に注意しましょう。

2. 個人住民税の納期の特例

給与の支払いを受ける者が常時10人未満の場合は、各市町村へ申請をすることで納期の特例が受けられます。納付期日は毎年6月10日と12月10日の年2回です。

毎月納付の手間は省けますが、一度に納める金額は大きくなります。資金が不足しないように、計画を立てておきましょう。

3. 賞与支払届の提出

賞与を支給した場合には、従業員から社会保険料を徴収し納付する義務があります。支給日より5日以内に所轄の年金事務所（健康保険組合に加入している場合は健康保険組合）に賞与支払届を届け出ることになっています。

4. 労働保険の年度更新

労働保険の年度更新時期です。7月10日までの間に手続きをとります。スムーズに進むよう段取りを確認しておきましょう。

5. 障害者、高年齢者雇用状況の確認

障害者及び高年齢者の雇用状況報告書（6月1日現在）を提出します。提出期限は7月15日（今年は7月18日の予定）までとなっていますが、管轄のハローワークでご確認ください。

6. お中元の手配、暑中見舞いの発送準備

お中元の発送リストは重複がないかなどのチェックを行い、数を確定させます。その後、贈答品の選定や発注を行いましょう。贈答の品は持参することが前提です。もしデパート等から配送する場合には、別便で手紙を送りましょう。

また、暑中見舞いは挨拶文の手配を早めに済ませ、同時進行で差出先の名簿を整え、宛名書きも始めましょう。近年では、日本郵便のWebサイト上でも作成できて便利です。

7. 梅雨どきの対策

雨の多い季節となってきました。6月11日は暦の上では「入梅」です。

夏が近づき、蒸し暑くなる日も増えるため、梅雨どきの対策として次の点に気を配りましょう。

- ◆浸水などの災害対策の確認
- ◆湿気などによる不良在庫の発生防止
- ◆郵便物や輸送物の水ぬれ対策
- ◆降雨による自動車事故の防止
- ◆食中毒の防止対策や健康面の管理

社内備品の不良箇所の修繕手配、社員への告知はもちろんのことですが、特に飲食・食品関連業、社員食堂をもつ企業や工場では衛生管理に気をつけたいところです。

お仕事 カレンダー

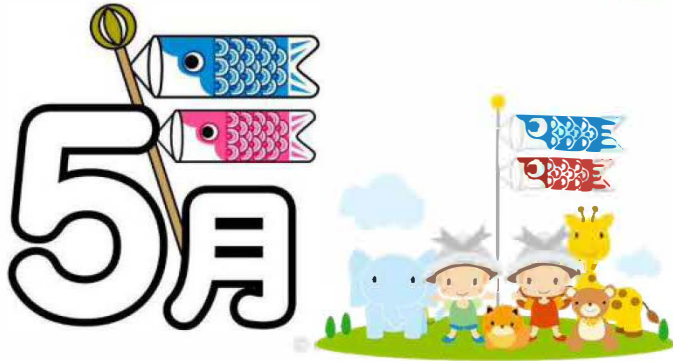
2017.6

労働保険の年度更新、住民税の特別徴収金額の変更等のほか、お中元や暑中見舞いの準備など通常業務以外の業務が立て込みます。計画を立てて早めに業務を終わらせましょう。



日	曜	日	六	曜	項	目
1	木	大安	●労働保険の年度更新（～7月10日） ●高卒者の求人票受付開始			
2	金	赤口				
3	土	先勝				
4	日	友引				
5	月	先負	芒種			
6	火	仏滅				
7	水	大安				
8	木	赤口				
9	金	先勝				
10	土	友引				
11	日	先負				
12	月	仏滅	●源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納付（5月分） ●一括有期事業開始届（建設業）届出			
13	火	大安				
14	水	赤口				
15	木	先勝				
16	金	友引				
17	土	先負				
18	日	仏滅				
19	月	大安				
20	火	赤口				
21	水	先勝	夏至			
22	木	友引				
23	金	先負				
24	土	大安				
25	日	赤口				
26	月	先勝				
27	火	友引				
28	水	先負				
29	木	仏滅				
30	金	大安	●健康保険・厚生年金保険料の支払（5月分）			

staff 編集後記



5月5日は子供の日でしたね！

子供が『♪屋根よ～り たかあ～い こいの～ほ～り～♪』と歌っていた時、こいのほりって屋根より高いの??と質問されました。昔は大きなこいのほりが大空を泳いでいましたが、今は確かに屋根より高いこいのほりを見るのは稀な気がします。100年経った2117年も鯉登が無くなっていないことを願います。さて、今月のお題は『鯉』からの連想で……

飼っていた魚や動物 または 飼いたい魚や動物

横山



実家で、シェットランドシープドッグを飼ってました。運動不足にならないようにとよく2階のベランダに放していたのですが、気が付くと1階にいたときがありました。両脇の壁を蹴っては反対方向に行く際、勢い余って壁を越えて落ちたみたいです。

石田



飼った順に、①金魚②カメ③メダカ④インコ⑤柴犬雄1匹です♪去年愛犬は天国に行きましたが、やはりまた柴犬を飼いたいです！豆シバで買ったはずなのに、普通のサイズになってしまったので、次こそは豆シバを飼いたいです笑

小笠原



室内犬を飼っていました。また、竜宮城へ連れて行って頂けるくらい(笑)の大きな亀を飼ってました。ある大雨の日、玄関の外に置いていたら雨水が亀の住居にたまり溢れ、そのまま脱走してしまいました。いくら探しても見つからず・(ノド)シクシク…

外尾



遠い昔ですが、小学生の父親が好きで、ハムスターを飼ってました。あるときゲージから脱走していなくなったと思ったら横に穴をあけて巣にしました。戻そうとすると野生化して狂暴になっていました。皆さんもハムスターを飼う時は気をつけましょう。

黒田



幼稚園から小学校の卒業までカメを買ってました。カメって本当に食欲旺盛で、水槽越しに指をくっつけると餌と勘違いして噛みつきこうしてきました。それが楽しくて良く水槽に張り付いて指をくっつけていました。

鈴木



犬(紀州犬と甲斐犬の雑種)を飼ってました。毎日の散歩は大変ですが、肉球をフヨフヨするのが好きで癒されてました。外で飼っていたので今度飼うなら室内で飼いたいですね。そして犬は和犬が好きです。

野口



子供の頃は金魚を飼っていましたが、私のおおくの家では、庭に小さい池があっただけで、友達の家でもみんな金魚がいました。♪現在のようないっぱい水槽ではなかったけれど、けっこう元気で長生きして可愛かったです。

相模



小学生の時はカブトムシを飼ってました。カブトムシを色々な種類がありますが、よくあるスタンダードなものです。飼ってました。幼虫からではなく、成虫から飼ってました。餌の選定から、土の入れ替えなど飼育環境などをこだわって楽しんでましたね。

瀬川



小学生のときに母の実家から子犬をもらってきたのをきっかけに、猫や金魚、カブトムシ...色々な生き物のお世話をしました。飼育本をお手本にカブトムシの卵の孵化にも成功(笑)ずっと動物と一緒に生活だったので、また犬や猫と一緒に環境で生活したいです。

生き物は可愛いのですが、飼うのは大変ですね。
飼ったからには 責任をもって育てましょう♪

【お知らせ】

◆ 6月12日月曜日

所内研修のため、終日留守番電話とさせていただきます。

